**社会福祉法人　光寿会　定款**

**第１章　総　　　則**

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ自立した生括を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として、次の社会福祉事業をおこなう。

1. 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

1. 第二種社会福祉事業
2. 老人居宅介護等事業の経営
3. 老人ディサービス事業の経営
4. 老人短期入所事業の経営
5. 無料又は低額の介護老人保健施設の経営

　　（３）　地域貢献活動

　　　　　（イ）認知症予防事業

（名称）

第２条　この法人は　社会福祉法人光寿会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正におこなうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を北海道帯広市西１７条南３丁目２４番２４号に置く。

　２　前項のほか、従たる事務所を北海道広尾郡大樹町字大樹１０番地８

並びに北海道帯広市自由ヶ丘５丁目１６番地９に置く。

**第２章　役員及び職員**

（役員の定数）

第５条　この法人には、次の役員を置く。

　　　（１）理　事　６名

　　　（２）監　事　２名

　２　理事のなかから互選により、理事長１名、常務理事１名を置く。

　３　役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに１名を超えてふくまれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

（理事長、常務理事の職務）

第６条　理事長は、この法人を代表する。

　２　常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて、法人の業務を処理する。

（理事会）

第7条，この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

　２　理事会は、理事長がこれを招集する。

　３　理事長は理事総数の３分の１以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から１週間以内にこれを招集しなければならない。

　４　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

　５　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

　６　理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　７　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

　８　議長及び理事会において選任した理事２名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

（理事長の職務の代理）

第８条　理事長に事故あるとき又は欠けたときは、常務理事が理事長の職務を代理し、なお理事長、常務理事ともに事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

　２　理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

（理事の選任等）

第９条　理事は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。

（監事の選任等）

第１０条　監事は、理事会において選任する。

　2　監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

（監事による監査〉

第１１条　監事は、理事の業務執行の状祝及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

　2　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び北海道知事に報告するものとする。

　3　監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

（役員の任期）

第１２条　役員の任期は２年とする、ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

　２　役員は再任されることができる。

　３　理事長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

（役員の報酬等）

第１３条　役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

（職員）

第１４条　この法人に、職員若干名を置く。

　２　この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

　3　施設長以外の職員は、理事長が任免する。

**第３章　資産及び会計**

（資産の区分）

第１５条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産および公益事業用財産の３種とする。

　２　基本財産は、次の各号の掲げる財産をもって構成する。

（1）　北海道広尾郡大樹町字大樹１０番地８所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建

　無料又は低額介護老人保健施設ケアステーションひかり

　園舎　1棟（4484.74平方メートル）

（2）　北海道広尾郡大樹町字大樹６番地２４所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺２階建

　　　老人保健施設付属施設職員宿舎　１棟（187.07平方メートル）

（3）　北海道広尾郡大樹町字大樹６番地２５所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　　老人保健施設付属看護婦宿舎１棟（257.66平方メートル）

（4）　北海道広尾郡大樹町字大樹10番地8所在の無料又は低額老人保健施設ケアステーションひかり敷地1筆（13967平方メートル）

（5）　北海道広尾郡大樹町字大樹６番２４所在の職員宿舎敷地　１筆（６７５平方メートル）

（6）　北海道広尾郡大樹町字大樹６番２５所在の看護婦宿舎敷地　１筆（７５５平方メートル）

（7）　北海道広尾郡大樹町字大樹６番１９の土地　１筆（１８３５平方メートル）

（8）　北海道帯広市西１７条南３丁目３番２６の土地　1筆（５３９８．８８平方メートル）

（9）　北海道帯広市西１７条南３丁目３番地２６所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付３階建

無料又は低額介護老人保健施設ケアステーションアンダンテ

園舎　1棟（5430平方メートル）

（10）　北海道帯広市自由が丘5丁日16番9の土地　　　1筆（1342.5平方メートル）

(11)　北海道帯広市自由が丘5丁日16番地9所在の木造合金メッキ鋼板葺地下1階付2階建

地域密着型介護老人福祉施設アルペジオ　園舎　１棟

(１６１１．３５平方メートル)

3　運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4　公益事業用財産は、第２９条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5　基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第16条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、北海道知事の承認を得なければならない。

　　　ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第１７条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

　２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に代えて、保管する。

（特別会計）

第１８条　この法人は、特別会計を設けることができる。

（予算）

第１９条　この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の２以上の同意を得なければならない。

（決算）

第２０条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度修了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

　２　前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については事務所に備えておくとともにこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者、その他の利害関係人から請求があった場合には正当な理由がある場合を除いてこれを閲覧に供しなければならない。

　３　会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第２１条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

第２２条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

（臨機の措置）

第２３条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

　　　　　　　　　　　　　**第４章　公益を目的とする事業**

（種別）

第２４条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。

　　（1）居宅介護支援事業

　２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（収益が出た場合の処置）

第２５条　前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

**第５章　解散及び合併**

（解散）

第２６条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第27条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合併）

第２８条　合併しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、北海道知事の認可を受けなければならない。

**第６章　定款の変更**

（定款の変更）

第２９条　この定款を変更しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第４３条第１項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

**第７章　広告の方法その他**

（広告の方法）

第３０条　この法人の広告は、社会福祉法人光寿会の掲示板に掲示するとともに、法人の「ひかり新聞」に掲載する。

（施行細則）

第３１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める

付則

　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事　森　光弘

理事　森　須賀子

理事　新　清

理事　勝海　良雄

理事　北村　隼人

理事　星野　立二

理事　佐藤　稔

監事　吉岡　二二夫

監事　喜多　満

付則　平成１３年８月２日付けの定款変更の認可申請に伴い変更された理事定数及び評議員定数は、定款第５条及び第１５条の規定にかかわらず平成１３年９月１０日まではそれぞれ７名１７名とする。

　　平成１３年９月１１日委嘱の評議員は、定款第１９条の規定にかかわらず任期は平成１５年８月３１日とする。

これは現行定款である

理事　森　光弘